6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～12　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
保全計画課
保全整備課
管理課

5～7　（略）

8　調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

10　耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11～13　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、環境保全専門官二人及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

5・6　（略）

7　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～16　（略）

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2・3　（略）

4　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

7～11　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
保全計画課
保全整備課
管理課

5～7　（略）

8　調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（新設）

10～12　（略）

（北部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十二条　（略）

2・3　（略）

4　北部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課及び筑後川下流福岡農業水利事業建設所並びに企画情報管理官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官二人、環境保全専門官二人及び用地調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
環境調整課

5・6　（略）

7　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

8～15　（略）

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2・3　（略）

4　南部九州土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに管理調整官、企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）